

〔再公募〕 鶴岡市立荘内病院看護職員勤務表自動作成システム整備業務に係る  
公募型プロポーザル審査要領

1. 目的

本要領は、「鶴岡市立荘内病院看護職員勤務表自動作成システム整備業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施する本企画提案に係る審査、及び業者選定に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 審査体制及び選定委員会の成立要件等

(1) 選定委員会の組織

選定委員会は、看護部長、看護部職員、事務部長、総務課長、総務課庶務係職員及びシステムに関する専門的知識を有する医事課情報管理係の職員から構成され、委員長1名（看護部長）、委員2名（事務部長・総務課長）、事務局9名（看護部職員4名・総務課庶務係職員2名・総務課経営企画係1名・医事課情報管理係職員2名）で組織する。

(2) 成立要件等

選定委員会において、委員長が議長となり、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

(3) 意見聴取

選定委員会において、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

3. 審査事項

(1) 評価方法

上記2（1）のとおり選定委員会内部に事務局を設置する。当該事務局は、本企画提案の内容を踏まえ、別紙「審査評価シート」に定める各評価項目について下記のとおり評価を行うとともに当該結果を選定委員に提示するものとする。その後、選定委員は、事務局の審査結果について、業者選定を行うものとする。

① 一次審査（書類審査）の実施

参加資格要件の該当の有無を審査したうえで、企画提案書等の提出書類を評価し、上位2者を二次審査対象者として選定する。なお、同点の場合は機能要件の点数が高い方を選定する。機能要件が同点の場合は、価格が低い方を選定する。

② 二次審査（プレゼンテーション審査）の実施

プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施し、一次審査の点数と合わせて総合評価点が一番高い事業者を優先交渉権者として選定する。最高得点者が同点の場合は、機能要件の点数が高い方を選定する。機能要件が同点の場合は、価格が低い方を選定する。当該事業者が辞退した場合は時点の事業者を優先交渉権者とする。

(2) 評価基準

①点数配分

	項目	配点
一次審査	<b>【提案評価点】</b>	<b>【小計：375点】</b>
	1. システムの評価	225点
	2. システム機能要件の評価	150点
	<b>【価格評価点】</b>	<b>【小計：125点】</b>
	3. 価格の評価	125点
	合計	500点
二次審査	プレゼンテーション	<b>【小計：80点】</b>
	デモンストレーション	<b>【小計：220点】</b>
	合計	300点
総合評価点		800点

②企画提案書及びプレゼンテーション評価点

ランク	判断基準	配点							
A	評価項目について、高い水準であり、優れていると判断できる。	5	10	15	20	25	30	40	50
B	評価項目について、適切であり、十分と判断できる。	3	6	10	13	16	20	26	50
C	評価項目について、どちらともいえない、或いは、やや不足と判断できる。	1	3	5	6	8	10	13	33
D	評価項目について、全く不十分であり、不安がある。	0	0	0	0	0	0	6	16

**【配点計算方法】** Aランクを基準として、次の計算式に基づき算出する。

$$B \text{ ランク} = (A \div 3) \times 2、C \text{ ランク} = (A \div 3) \times 1、D \text{ ランク} = 0$$

※Bランク及びCランクについては小数点第1位を切り捨てる事とする。

③価格評価点

次に示す算式に基づき点数化するものとする。なお、当該計算の結果生じた端数については、小数点第1位を四捨五入するものとする。

**【配点計算式】 価格評価点 = 配点 × (最低提案価格 ÷ 当該提案価格\*)**

\*当該提案価格について、「システム機能要件一覧(別紙1)」に係る費用は、公平性の観点から、必須区分の機能を構築する場合に要する費用のみとし、次の算式に基づき、算出する。

$$\text{パッケージソフト購入費} + \text{必須区分に係るカスタマイズ費}$$

(3) その他

- ① 別紙「審査評価シート」に掲げる各評価項目のほか、「実施要領」及び「仕様書」に定める要件を充たしていない提案は、点数に関わらず失格とする。

[例] 評価点数上、一定の評価が認められる場合でも、仕様書の内容を充たしておらず、その後の当該システム導入に際して、瑕疵に繋がると判断される場合には失格とする。

- ② 見積額が委託上限額を上回る場合は失格とする。

- ③ 各事務局が評価した合計点数の平均値が、配点の合計の6割未満である場合は、失格とする。

[例] 事務局1名が評価項目の1つを0点とした場合でも、最終的な事務局の評価合計の平均値が配点の合計の6割を上回っている場合には適格とする。

[再公募]鶴岡市立荘内病院看護職員勤務表自動作成システム整備業務の提案に係る審査評価シート（一次審査）

No	評価項目	評価基準	配点
1	会社概要・実績	1 会社の規模、財務・経営状況から履行能力があるか。	5
		2 他病院への導入実績は十分にあるか。	5
2	業務実施体制	3 人員体制は十分か。	5
3	スケジュール	4 無理のないスケジュールとなっているか。明確な実施計画があるか。	10
4	システム全般	5 業務の効率化が図れるか。	30
		6 複雑な条件設定が可能か。	30
		7 画面は見やすいか。	25
		8 操作しやすいか。	25
5	操作研修	9 導入にあたり、経験が豊富で関係法令などにも詳しいSEが従事しているか。	10
		10 操作説明研修の体制、その内容は十分か。	15
		11 操作説明書の提供はあるか、内容は十分か。	5
6	保証範囲	12 運用時の支援体制は十分か。	15
		13 システム障害、及びトラブル発生時における対応について、具体的かつ適切な提案内容となっているか。	15
		14 電話、メール等での問い合わせ対応、サポート体制は迅速か。	10
7	セキュリティ対策	15 個人情報の漏洩、及びデータの改ざん等に対するセキュリティ対策が十分であるか。	10
8	システムの拡張性	16 法改正等への対応のためのシステム改修への柔軟性は十分か。システム改修に伴う費用負担の判断基準は明確か。	5
9	独自機能	17 仕様以外の部分で有益な提案事項等はあるか。	5
10	システム要件	18 機能要件回答書に基づき評価点の合計を150点満点で換算した点数	150
11	価格	19 価格点＝配点×最低提案価格／当該提案価格	125
合 計			500